



大蔵省印刷局発行

明治三十五年三月三十一日 日刊(日曜休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十五年四月三日

農林水産大臣 武藤 嘉文

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項の地域の欄中、「オーストラリア連邦」を削り、同項の植物の欄中、「及びタンカンを」、「タンカン及びリヌウチン種のスイートオレンジ」に、「次項」を、「三の項」に改め、「れいし」の下に「(台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附則

二の二 レドニア、 エテ諸島、 アタイ諸島、 スタリ島、 ストラリア、 ニューギニア	ニューカ ソシ ブ シ カ ン キ ツ 類、 シ ロ サ ボ テ、 さ く ら ん ぼ、 な し、 ま る め ろ、 も も、 す も、 あ ん ず、 さ く ら ん ぼ、 ぶ ど う、 な し、 ざ く ろ、 い ち じ く、 し な さ る な し、 ト マ イ ヤ、 し し と う が ら し、 ば ん じ ろ う、 ア ボ カ ド、 な つ め な し、 ト マ イ ヤ、 し し と う が ら し、 ば ん じ ろ う、 ブ、 か き 属 植 物、 マ ン ゴ ウ 属 植 物、 ふ と も も 属 植 物、 き い ち ご 属 植 物、 と け い そ う 属 植 物、 ふ と も も 属 植 物、 き い ち わ れ ん ぶ 等、 ば ん れ い し 属 植 物、 ふ と も も 属 植 物、 き い ち 属 植 物、 の 生 果 実 並 び に 成 熟 し た バ ナ ナ の 生 果 実	ク イ ン ス ラ バ ス ラ エ
--	--	---